

## 鳥取県がんばる漁業者支援事業費補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 23 日第 201600163291 号  
鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県がんばる漁業者支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第 2 条 本補助金は、魚価の低迷等による漁業収入の減少、燃油価格の高騰等による漁業経費の増加などにより、漁業者の経営状況が悪化していることから、漁業経営の改善を図る取組に支援を行い、県内漁業者の経営能力強化を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 4 欄に定める率を乗じて得た額（1 円未満を切り捨て）以上の間接補助金を交付する同表の第 5 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費に同表の第 6 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1 円未満を切り捨て）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、事業の着手を希望する日の 20 日前までに行わなければならぬ。

- ただし、操業の都合により、やむを得ない場合はこの限りではない。
- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同表第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
  - 3 別表の事業は、一隻につきそれぞれ一度しか申請できないものとする。
  - 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 5 号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費 補助金等	間接補助金

2 補助事業者は、別添の補助金交付要綱例に準じた要綱を定めなければならない。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日

までに行わなければならない。

- (1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日
  - (2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であり、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、様式第 7 号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

#### （間接補助金の支払）

第 11 条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

#### （間接的な財産処分の承認）

第 12 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 25 条第 2 項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が 500 千円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

#### （収益納付）

第 13 条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から 10 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

#### （雑則）

第 14 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 23 日から施行し、平成 29 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 13 日から施行し、平成 31 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 15 日から施行し、令和 6 年度に係る補助事業から適用する。

別表 (第3条、第8条関係)

1 間接補助事業	2 事業実施主体 (間接補助事業者)	3 間接補助対象経費及び間接補助対象経費上限額	4 間接補助率	5 間接交付主体 (補助事業者)	6 補助率	7 間接補助事業の重要な変更																								
がんばる漁業者支援事業	<p>次の条件をすべて満たす県内の漁業者</p> <p>1 20t未満の漁船漁業を営む者。</p> <p>2 補助申請時の年齢が満65歳以下の者。ただし、過去3年間に平均90日以上の出漁実績があることを様式第3号により所属する漁業協同組合長等が証明した者については、満70歳以下とする。また、法人経営体については年齢要件を問わない。</p> <p>3 補助事業完了後、財産処分制限期間内は継続して1年につき90日以上出漁することを誓約する者。</p> <p>*右欄1(3)については、上記1を満たす必要はないものとする。</p>	<p>1 漁船用機器等の購入経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接補助対象経費</th> <th>間接補助対象経費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 漁船用省エネ機関 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）に基づき鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）で定めた鳥取県沿岸漁業改善資金事務取扱要領（昭和55年5月鳥取県農林水産部長通知。以下「改善資金要領」という。）別表の経営等改善資金の第4燃料油消費節減機器等設置資金の（1）漁船用環境高度対応機関の基準を満たす機関であること。</td> <td>9,000千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 漁船用機器 法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付対象となっている機器等については、改善資金要領別表に定められた基準を満たす機器。ただし、別表に定めがない機器については農林水産部長が別に定めるものとする。</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 漁船用LED  <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接補助対象経費</th> <th>間接補助対象経費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿岸漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁船用の集魚用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>沖合底びき網漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置</td> <td>3,000千円</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁具の購入経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接補助対象経費</th> <th>間接補助対象経費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規漁法導入に係る漁具購入</td> <td>1,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 漁船の改造経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接補助対象経費</th> <th>間接補助対象経費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業経営の強化・改善に繋がる改造</td> <td>1,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額	(1) 漁船用省エネ機関 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）に基づき鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）で定めた鳥取県沿岸漁業改善資金事務取扱要領（昭和55年5月鳥取県農林水産部長通知。以下「改善資金要領」という。）別表の経営等改善資金の第4燃料油消費節減機器等設置資金の（1）漁船用環境高度対応機関の基準を満たす機関であること。	9,000千円	(2) 漁船用機器 法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付対象となっている機器等については、改善資金要領別表に定められた基準を満たす機器。ただし、別表に定めがない機器については農林水産部長が別に定めるものとする。	2,000千円	(3) 漁船用LED <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接補助対象経費</th> <th>間接補助対象経費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿岸漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁船用の集魚用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>沖合底びき網漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置</td> <td>3,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額	沿岸漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	300千円	沿岸漁船用の集魚用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	1,000千円	沖合底びき網漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	3,000千円		間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額	新規漁法導入に係る漁具購入	1,000千円	間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額	漁業経営の強化・改善に繋がる改造	1,000千円	1/3	漁業協同組合、漁業組合その他知事が認めた者	1/3	1 補助対象経費の増額 2 機器等の変更 3 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額																													
(1) 漁船用省エネ機関 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）に基づき鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）で定めた鳥取県沿岸漁業改善資金事務取扱要領（昭和55年5月鳥取県農林水産部長通知。以下「改善資金要領」という。）別表の経営等改善資金の第4燃料油消費節減機器等設置資金の（1）漁船用環境高度対応機関の基準を満たす機関であること。	9,000千円																													
(2) 漁船用機器 法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付対象となっている機器等については、改善資金要領別表に定められた基準を満たす機器。ただし、別表に定めがない機器については農林水産部長が別に定めるものとする。	2,000千円																													
(3) 漁船用LED <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接補助対象経費</th> <th>間接補助対象経費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿岸漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁船用の集魚用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>沖合底びき網漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置</td> <td>3,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額	沿岸漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	300千円	沿岸漁船用の集魚用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	1,000千円	沖合底びき網漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	3,000千円																						
間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額																													
沿岸漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	300千円																													
沿岸漁船用の集魚用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	1,000千円																													
沖合底びき網漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	3,000千円																													
間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額																													
新規漁法導入に係る漁具購入	1,000千円																													
間接補助対象経費	間接補助対象経費の上限額																													
漁業経営の強化・改善に繋がる改造	1,000千円																													

様式第1号（第4条、第10条関係）

鳥取県がんばる漁業者支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業実施主体

(1) 事業実施主体名（生年月日）	(年　　月　　日)
(2) 使用している漁船名と漁船登録番号 (漁船名・トン数)	第　　号 (　　・　　トン)
(3) 過去3年間の出漁日数の平均	平均　　日

3 事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

事 業 項 目	機器名・数量等	補助対象経費 (算定基準額) (A)+(B)	負 担 区 分	
			県補助金 (A)	その他 (B)
(1)漁業用省エネ機関の購入経費				
(2)漁船用機器の購入経費				
(3)漁船用LEDの購入経費				
(4)漁具の購入経費				
(5)漁船の改造経費				

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 事業完了予定（又は完了）年月日

6 県内事業者への発注が困難である場合の理由

※ 県内事業者への発注が困難であることがあらかじめわかっている場合は、理由を記載すること。

7 添付資料

（1）漁協等の補助金の交付に関する規定又は要綱

（2）間接補助事業者から提出された次の書類。

①様式第3号（出漁日数証明書） ※補助申請時に満65歳以下の者は不要

②様式第4号（誓約書）

③購入する機器等の仕様書及び見積書（消費税額、下取り価格がわかるもの。）

※見積書は、各事業項目の補助対象経費が5万円以上20万円未満は1者、20万円以上50万円未満は2者、50万円以上は3者から徴取することとする。ただし、規定の数の業者から徴取することが出来ない場合、その理由について理由書を提出することとする。

④購入した機器等の領収書等支払いを証明する書類

（注）事業計画書には①～③を添付し、事業報告書には④を添付すること。

（3）複数の事業実施主体を一括して申請する場合は、様式第6号を添付すること。

## 8 消費税の取り扱い

一般課税事業者 · 簡易課税事業者 · 免税事業者 · 特定収入割合が5%を超えている

公益法人等 · 地方公共団体 · 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

※消費税の取り扱いについて、いずれかに○をすること

様式第2号（第4条、第10条関係）

鳥取県がんばる漁業者支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合計					

2 支出の部

（単位：円）

事業種目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
(1)漁船用省エネ機 関の購入経費					
(2)漁船用機器の購 入経費					
(3)漁船用LEDの 購入経費					
(4)漁具の購入経費					
(5)漁船の改造経費					
合計					

様式第3号

年 月 日

### 出漁日数証明書

○○漁業協同組合 代表理事組合長 氏名様

鳥取県がんばる漁業者支援事業費補助金の申請をしたいので、証明願います。

申請者 住所  
氏名 印  
(法人経営体にあっては代表者氏名)

記

#### 1 申請者の使用している漁船名及び漁船登録番号

漁船名	
漁船登録番号	

#### 2 過去3年間の出漁日数

過去3年間の出漁日数の平均	平均	日
1年前( 年 月～ 月まで)		日
2年前( 年 月～ 月まで)		日
3年前( 年 月～ 月まで)		日

上記のとおり相異なることを証明する。

年 月 日

○○漁業協同組合 代表理事組合長 氏名 印

様式第4号

年 月 日

誓 約 書

○○漁業協同組合 代表理事組合長 氏名様

申請者 住 所  
氏 名 印  
(法人経営体にあっては代表者氏名)

年 月 日付けで申請した鳥取県がんばる漁業者支援事業費補助金の交付が決定された上  
は、交付決定通知書に記載された財産処分の制限期間内は、継続して1年につき90日以上出漁する  
ことを誓約します。

また、この誓約等に違反し、補助金の返還を命じられた場合には、受領した補助金を返還すること  
を併せて誓約します。

様式第5号（第5条関係）

番 号  
年 月 日  
様

鳥取県知事 氏名 (印)

鳥取県がんばる漁業者支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県がんばる漁業者支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

(担当) 職 氏名 電話

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県がんばる漁業者支援進事業費補助金交付要綱（平成29年3月23日付第201600163291号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 財産の処分制限

要綱第12条第3項の知事が別に定める期間及び同条第4項第2号の知事が別に定めるものは次のとおりとする。

区分	品名	期間
要綱第12条第3項の規定により知事が別に定めるもの		
要綱第12条第4項第2号の規定により知事が別に定めるもの		

6 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、間接補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

## 事業の内容及び経費の配分内訳（計画（実績））

(単位：円)

区分	支所名	事業実施主体名 生年月日(年齢)	漁 船			過去3年間の 平均出漁日数	購入機器・数量 事業内容等	補助対象経費 (A)+(B)	負担区分		事業完了(予定) 年月日
			漁船名	登録番号	トン数				県(A)	その他(B)	
(1)漁船用省エネ機関											
	漁船用省エネ機関 合計										
(2)漁船用機器											
	漁船用機器 合計										
(3)漁船用LED											
	漁船用LED 合計										
(4)漁具購入											
	漁具購入 合計										
(5)漁船改造											
	漁船改造 合計										
合 計											

様式第7号（第10条関係）

年　月　日

鳥取県知事　〇〇〇〇　様

職氏名

鳥取県がんばる漁業者支援事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号により交付決定通知があった鳥取県がんばる漁業者支援事業費補助金について鳥取県がんばる漁業者支援事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

金 , 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 , 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 , 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 , 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。

様式第7号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

- (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ				非課税 仕入れ	合計
課税売上 対応分	非課税売上 対応分		共通対応分				
経 費 の 内 訳	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

- (2) 課税売上割合 ○○%

- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法